

平成 22 年（家）第 [REDACTED] 号，第 [REDACTED] 号 子の監護に関する処分（面接交渉）申立事件

審 判

国籍 米国

住所 東京都港区 [REDACTED]

申 立 人  
[REDACTED]  
[REDACTED]

代理人弁護士 棚瀬孝雄

本籍 東京都港区 [REDACTED]

住所 東京都世田谷区 [REDACTED]

相 手 方  
[REDACTED]

本籍及び住所 相手方と同じ

未 成 年 者  
[REDACTED]

平成 18 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日生

本籍及び住所 相手方と同じ

未 成 年 者  
[REDACTED]

平成 20 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日生

主 文

東京家庭裁判所平成 21 年（家イ）第 [REDACTED] 号夫婦関係調整調停事件について平成 22 年 1 月 25 日に成立した調停事項のうち、面会交流に関する部分（調停条項第 3 項）を次のとおり変更する。

相手方は、申立人に対し、申立人と未成年者らとを、別紙 1 面会要領のとおり、面会交流させなければならない。

理 由

第 1 申立ての趣旨

相手方は、申立人が未成年者らと、別紙 2 面会交流（案）記載の方法で面会

別紙1

面会要領

1 面会回数 每月2回

2 面会日時

(1) 每月第2土曜日又は第2日曜日（ただし、当事者間の協議が整わない場合は後者とする。）の午前10時から午後8時までの10時間

(2) 每月第4土曜日の午後4時から翌日曜日の午後8時までの宿泊を伴う28時間

3 受渡し方法

相手方又は相手方の指定する相手方の親族は、面会の開始時間までに未成年者らを申立人肩書住所の申立人宅に送り届け、申立人は、面会の終了時間までに未成年者らを相手方肩書住所の相手方宅に送り返す。

ただし、当事者間の協議が整えば、受渡し方法を変更することができる。

4 代替日の扱い

(1) 申立人の事情によって、面会交流が中止となる場合の代替日は設けない。

(2) 未成年者らの急病等によって、面会交流が中止となる場合は、相手方は、その事情を疎明した上で、申立人に対し、希望する代替日を通知する。

(3) 申立人は、(2)の相手方の希望日が差し支える場合には、相手方に連絡した上で、他の日を設定する。申立人が連絡しない場合は、(2)の相手方の希望日に実施する。

ただし、当事者間の協議が整えば、代替日の扱いを変更することができる。

以上